

川広要望第 90 号

平成 31 年 2 月 14 日

川越狭山工業会

会長 石 田 嵩 様

川越市長 川 合 善 明

(公 印 省 略)

貴下、ますます御清祥のことと存じます。

先般、御要望いただきました件につきまして、その結果を別紙のとおり御回答
申し上げます。

〒350-8601

川越市元町 1 丁目 3-1

川越市市民部広聴課 広聴担当 関根

TEL 049-224-5011 (直通)

メール kocho@city.kawagoe.saitama.jp

1. 歩行者用信号機設置について（継続要望）

- (1) 川越狭山工業団地内の交差点で、歩行者用信号機がない箇所では危険と思われる場所が数カ所見受けられます。交通事故未然防止の観点から市として公安委員会への働きかけをお願いしたい。

【回答】

歩行者用信号機の設置につきましては、埼玉県警察本部交通部交通規制課が所管となり、川越警察署が窓口となっておりますので、再度御要望内容を申し伝えます。

2. 工業団地内道路の修繕について（3年連続継続要望）

- (1) 川越狭山工業団地内の川越エリアにおいて、一部道路が削れ、陥没しているような状態になっていることから、車両走行時にハンドルが取られる可能性があり、とても危険であり早急に改修していただきたい。

【回答】

道路の修繕につきましては、車両が出入りしている事業所と協議を行ってまいりたいと考えております。

- (2) 川越市南台 1-4-4 付近の歩道と道路の境のコンクリートが破損し浮いた状態になっており、危険であることから早急な修繕をお願いしたい。

【回答】

L型側溝の破損につきましては、修繕を順次対応してまいります。

- (3) 川越市南台 1-10-7、1-3-2、1-5-5 付近の道路の傷みの修繕及び、側溝のつまり・縁石付近の泥の除去をお願いしたい。

【回答】

側溝の詰まりや縁石付近の泥の除去につきましては、清掃作業を順次実施してまいります。

3. スピード規制表示について（3年連続継続要望）

- (1) 川越狭山工業団地内の道路のスピード規制表示が消えて危険な箇所があります。一昨年より要望している内容ですが、改善されていないのが実態です。

公安委員会管轄と道路管理者管轄に所轄が分かれていることは理解しているものの、交通事故未然防止の観点から、市として公安委員会への働きかけを含め早急な対応をお願いしたい。

【回答】

速度規制の路面標示につきましては、埼玉県警察が所管となっておりますので、川越警察署に再度御要望内容を申し伝えます。